

教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン

実施マニュアル(適正利用等の広報啓発編)

< 目 次 >

第1章 教育啓発特定事業について

第2章 実施マニュアル(バリアフリー教室編)

第3章 実施マニュアル(まち歩き点検等編)

第4章 実施マニュアル(シンポジウム・セミナー編)

第5章 実施マニュアル(適正利用等の広報啓発編)	1
5-1 適正利用等の広報啓発の意義と目的.....	2
5-2 適正利用の広報啓発で発信する情報	3
5-3 バリアフリーに関する情報発信について	8
5-4 情報発信に関する工夫や留意点について	12

第5章 実施マニュアル（適正利用等の広報啓発編）

5-1 適正利用等の広報啓発の意義と目的

【主な対象】

●市町村担当者

改正バリアフリー法では国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務として高齢者障害者等用施設等の円滑な利用のために適正な配慮が求められています。
様々なメディアを活用した継続的なバリアフリーの広報啓発は、心のバリアフリーの考え方や実践方法等に関する気づきやきっかけを与え、多様な方の理解を促していくために大切な取組です。



ここがポイント💡

- 👉 広報啓発による取組は、バリアフリー教室やシンポジウム、セミナーと比較すると多くの方に働きかけが可能な反面、関心がない方には目に留まりづらいといった特徴があります。
- 👉 教育啓発特定事業として、継続的・計画的な情報発信、多様なメディアの活用等による広報啓発を実施し、適切な配慮について考えるきっかけや障害に関する理解のポイントを提供していくことが大切です。

◆ 適正利用等の広報啓発の実施について

適正利用等に関する広報啓発は、これまでもバリアフリー基本構想等において「心のバリアフリー」に関する事業として実施されてきました。令和2年バリアフリー法改正により新たに位置づけられた教育啓発特定事業として実施することにより、関係する施設設置管理者等と連携しつつ、策定する教育啓発特定事業計画に基づき継続的・計画的に取組を実施することで、**さらに効果的な広報啓発を行う**ことができます。

◆ 高齢者障害者等用施設等の適正利用について

移動等円滑化の促進に関する基本方針において、施設設置管理者が講ずべき措置や国民の役割として、バリアフリースイッチや車椅子使用者用駐車施設等の高齢者障害者等用施設等において、円滑な利用が確保されるよう適正に配慮することが重要とされています。高齢者障害者等用施設等については、その設置趣旨や利用者に関して、施設設置管理者や国民の理解が不十分な場合や異なった理解をしている場合等から不適正な利用に繋がるケースもあり、周知啓発を行うことで、**正しい理解を促進し、高齢者障害者等用施設等の適正な利用環境の整備を図っていく**必要があります。

◆ バリアフリーに関する理解の促進について

心のバリアフリーの推進にあたっては、高齢者障害者等用施設等に関すること以外にも、障害特性ごとに異なる困りごとや、協力方法等について住民の理解を深めていくことも大切です。併せて、施設設置管理者等向けにも障害ごとに異なる対応や望まれる設備等に関する広報啓発を実施することで、小規模施設、既存施設等バリアフリー整備基準の適用対象から外れた施設等での利用環境の整備が進むことも期待できます。

◆ 本マニュアルについて

本マニュアルでは、広報啓発の訴求効果を高めるため、様々な自治体で実施されている取組事例を中心に、**広報啓発において発信されうる情報や効果的な発信方法等**について示しており、障害当事者のニーズや地域の実情に応じて多様な取組が実施されることが期待されます。

5-2 適正利用の広報啓発で発信する情報

【主な対象】

●市町村担当者

●施設設置管理者等の連携主体

高齢者障害者等用施設等の円滑な利用環境を確保するため、施設の適切な利用方法について、施設設置管理者や住民等の理解を継続的に深めていくことが大切です。

不適正利用の中には、高齢者障害者等に関することや様々な場所に設置されたシンボルマーク等に関する理解不足に起因することもあるため、様々な角度から理解を深められるよう、情報発信する必要があります。



ここがポイント💡

👉円滑な施設利用にあたっては施設設置管理者の協力が不可欠であり、高齢者障害者等用施設等の入り口や周辺に適正利用を促すポスターの掲出を行うなど、施設設置管理者と協力して取組を実施していくことが望まれます。

👉また、バリアフリー基本構想や市のホームページ、広報誌等において、高齢者障害者等用施設等の設置趣旨やシンボルマークの周知を図ることも効果的です。

◆ 高齢者障害者等用施設等の適正利用の広報啓発について

バリアフリー法の改正に伴い、国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務として、車両の優先席や車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用便房等の適正利用の推進が規定され、障害者高齢者等用施設の円滑な利用環境の整備のため適正な配慮が行われることが求められています。

それにあたり、高齢者障害者等用施設等について、**どのような方が各種施設や設備を必要としているのかや施設や設備の設置趣旨等**について周知することで、住民や施設設置管理者の理解促進や意識の醸成を図り不適正利用を減らすことにより、円滑な利用環境の整備を図っていくことが重要です。

◆ 発信する情報について

高齢者障害者等用施設等の不適正な利用の中には、当該施設に関する認識の相違や理解不足に基づくものもあります。こうした高齢者障害者等用施設等の不適正利用を防止するため、高齢者障害者等用施設等の設置個所付近や施設の出入り口、トイレ等目につく場所にポスターを掲示するなど、**誰にでもわかりやすい形で高齢者障害者等用施設等の利用に関する情報発信を行う**ことが考えられます。

また、高齢者障害者等用施設等の付近に、シンボルマークやピクトグラム等により利用対象者を示している場合でも、その標章の認識が広まっていない場合もあるため、**標章自体に関する広報**により、普及促進を行うことも大切です。

地方公共団体において各種高齢者障害者等用施設等に関する制度等を運用している場合には、健常者、高齢者、障害者を問わず、**制度の周知**を図り、適正な利用環境が整備されることが望まれます。例えば、主に都道府県において導入されることの多いパーキング・パーミット制度（車椅子使用者用駐車施設等に関する利用証制度）について、市町村においても積極的に制度趣旨や利用対象者について、広報啓発を実施することで、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用を図ることなどが考えられます。

◆ 情報発信にあたっての工夫

高齢者障害者等用施設等の適正利用にあたっては、**周辺住民、施設設置管理者等の適切な理解を促す**ことが必要です。広報啓発の際には、多くの方の理解を促進する取組に加え、当該施設に関係する人に対して、対象を絞り広報啓発を実施していくことも効果的です。

また、観光地のように海外の方も多く利用するような施設においては、啓発の内容を多言語化するなど、**地域特性に合わせて広報啓発の内容をアレンジ**していくことも有効です。

ハード整備に合わせて広報啓発を実施する例 <北海道札幌市>

バリアフリー基本構想における生活関連経路（高齢者・障害者等を含め多くの方が利用する経路）において、道路特定事業による歩道整備と合わせた普及啓発を実施しています。

歩道整備に関するパンフレットを作成して町内会や沿線の方々に配布し、工事への理解・協力を求めるほか、視覚障害者誘導用ブロックへの配慮、障害等をお持ちの方への配慮等と呼び掛けています。



歩道バリアフリー整備事業パンフレット（札幌市）

◆ シンボルマーク等の理解促進

高齢者障害者等用施設等の付近に、シンボルマークやピクトグラム等により利用対象者を示しても、標章に関する理解不足や認識の相違等により不適正利用が発生している場合もあります。**標章自体に関する広報啓発を行う**など様々な角度から情報発信を行うことで、高齢者障害者等用施設等の適正な利用環境の確保に繋がります。

また、高齢者障害者等用施設等に関するシンボルマーク等のほか、ヘルプマークや耳マーク等についても一覧形式で情報発信をすることもバリアフリーに関する理解促進にあたっては効果的です。なお、視覚障害者が援助を求める際に、白杖を持ち上げることを示す、「白杖 SOS シグナル」のように安全面等から賛否が分かれるものやマークの意味のとらえ方が一様ではないシンボルマークもあるため、周知を行うにあたって留意する必要があります。

（参考）内閣府ホームページ「障害者に関するマークの一例」：URL⇒<https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>

◆ 高齢者障害者等用施設等の適正利用の推進について

○ 車椅子使用者用駐車施設等に関する適正利用の推進について

車椅子使用者用駐車施設等は、駐車場利用者ごとに区画の利用方法等の認識に違いがあり、不適正利用やトラブルが発生しやすい施設です。そのような不適正利用やトラブル防止を目的として、車椅子使用者用駐車施設等の利用対象者に対して、利用証を交付・掲出をするパーキング・パーミット制度が地方公共団体（主に県）において導入されていますが、制度自体の認知度不足等も課題となっています。

市町村においても、教育啓発特定事業として基本構想に掲載し、**継続的に利用方法や制度趣旨の広報啓発を実施**することで、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用を図ることが望まれます。

パーキング・パーミット制度に関する広報啓発 <埼玉県川口市、福岡県福岡市>

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用やパーキング・パーミット制度に関する理解促進に向け、教育啓発特定事業等に位置付け、継続的な周知活動を行うことが考えられます。川口市では基本構想に、福岡市では市が作成する「心のバリアフリー」冊子の中で、パーキング・パーミット制度の内容や利用証の紹介を行っており、適正利用を呼び掛けています。

また、市町村独自の啓発資料がない場合には、国土交通省や県で作成しているポスター・チラシ等の活用による広報啓発も考えられます。



川口市バリアフリー基本構想



車椅子使用者用駐車施設の適正利用ポスター（国土交通省）

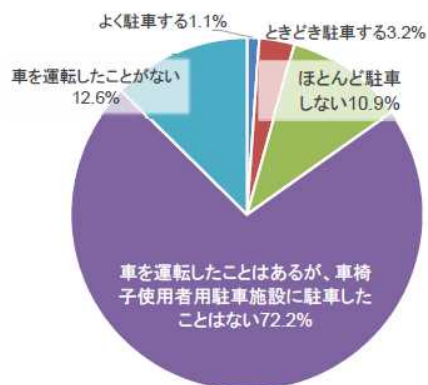


心のバリアフリー広報誌（福岡市）

【参考：「公共交通機関を利用する際の配慮について」調査結果（令和3年）】

「車椅子使用者用駐車施設に駐車したことがある」との回答は、全体で約15%であった（車椅子使用者の回答も含む）。車椅子使用者用駐車施設が適正に利用されるためには、「表示の明確化」が必要だという回答が最も多く、次いで「利用ルールの明確化」、「事業者や管理者によるアナウンスなど広報活動」、「事業者や管理者によるアナウンスなど広報活動」が必要だという回答が多かった。

問 あなたは普段、車椅子使用者用駐車施設に駐車しますか。



※n=993（無回答除く）

問 今後、車椅子使用者用駐車施設が適正に利用されるために、どのような取組が必要だと思いますか。（いくつでも）



※n=985（無回答除く）

資料：「公共交通機関を利用する際の配慮について」調査の結果について（国土交通省、令和4年3月）

○ バリアフリースイレに関する広報啓発について

バリアフリースイレは、高齢者障害者等の利用を目的として、ここにしかない設備を必要としている人のために設けられた施設です。しかし、「多目的トイレ」「誰でもトイレ」等の名称もあいまって、一般トイレの利用でも支障のない人が利用するなど、適正な利用環境が図られていないことがあります。

また、オストメイト（人工肛門等保有者）など、外見からは分かりづらい障害を持つ方が利用しづらい等の課題もあり、バリアフリースイレの適切な利用環境の整備のため、**利用対象者の周知**や一般トイレの利用に支障のない方には**一般トイレの利用を促す啓発**を行うことが望まれます。

トイレに関する適切な配慮 ＜京都府京都市、北海道札幌市＞

京都市や札幌市では、バリアフリースイレの適正利用の推進のため、市で作成している心のバリアフリーの冊子でバリアフリースイレの設備を必要とする方がいることや設備の特性等について記載し周知を図っています。

また、市のホームページで事業者がダウンロードし、トイレへの掲示等に活用できるポスターやシールを作成し適正利用の推進を図っています。

市独自のポスター等を作成していない場合には、国土交通省で作成しているポスターやチラシ等を活用することも考えられます。



「心のバリアフリー」ハンドブック（京都市）



バリアフリースイレ 掲示用シール（札幌市）

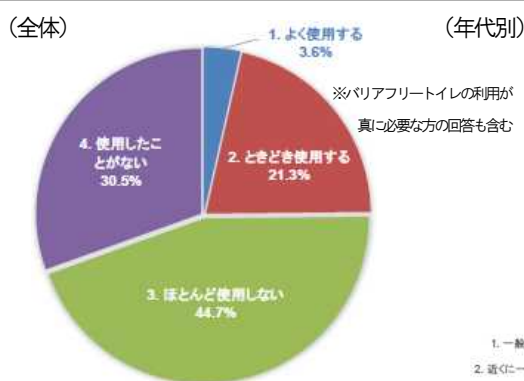


バリアフリースイレの 適正利用ポスター（国土交通省）

【参考：高齢者障害者等利用便房(バリアフリースイレ)の利用に関する意識調査（令和3年）】

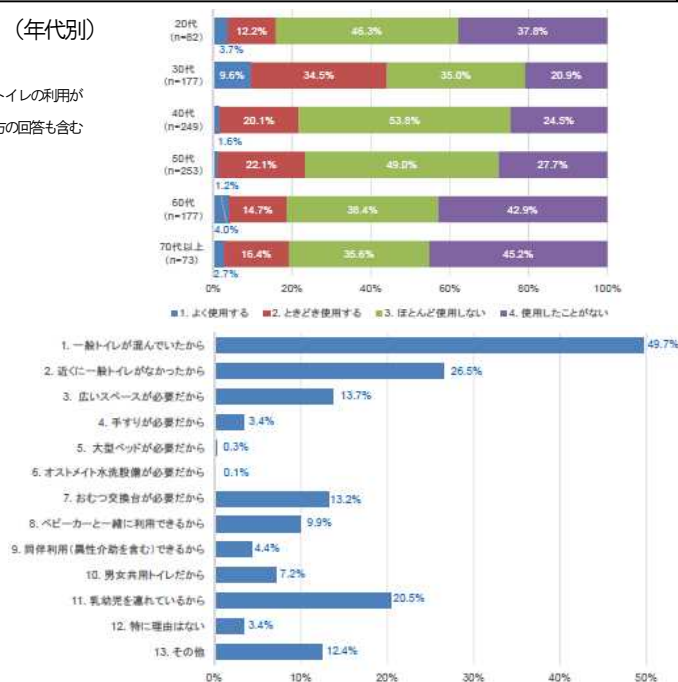
問 外出時の「バリアフリースイレ」の利用状況（1つ選択）

※n=1,011（無回答除く）



問 バリアフリースイレを利用する（利用した）理由（複数回答可）

※n=684（無回答除く）



資料：高齢者障害者等利用便房(バリアフリースイレ)の利用に関する意識調査（国土交通省、令和4年3月）

○ 旅客施設等のエレベーター及び車両等の優先席の利用円滑化について

高齢者障害者等用施設等に位置づけられる、旅客施設等のエレベーターや車両の優先席についても、公共交通事業者等の関係事業者と協力し、利用円滑化の取組をしていくことが望まれます。

国土交通省においてもポスターの作成及び協力団体、公共交通事業者等へポスターの掲出依頼を行い、広報啓発活動を行っておりますので、地方公共団体や公共交通事業者等の個別の取組が難しい場合には、ご活用ください。



エレベーターの
適正利用ポスター（国土交通省）



優先席の
適正利用ポスター（国土交通省）

国土交通省 適正利用推進キャンペーンポスター

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000011.html

5-3 バリアフリーに関する情報発信について

【主な対象】

●市町村担当者

●施設設置管理者等の連携主体

心のバリアフリーの推進にあたっては、責務規定として定められる高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する広報啓発のほかにも、障害ごとの特徴や困りごとに関する情報を発信し、普及啓発を進めていくことも大切です。



ここがポイント💡

- 👉 障害特性ごとに社会的障壁や必要とされる配慮が異なることについて、理解を広げていくことが大切です。
- 👉 障害の種類によっては、視覚的に分かりにくいものもあり、そのような障害に関する理解を広げていくことで、相互理解に繋がります。
- 👉 また、施設設置管理者向けにも障害ごとの特徴や必要な配慮について、周知啓発を実施することで、ハード面での対応が難しい施設等も含めた面的なバリアフリー化が図られることが期待されます。

◆ 障害特性に関する情報発信

高齢者障害者等と一括りで示しても、**障害の程度やその特性ごとに日常生活の中で不自由を感じる場面はそれぞれ異なり**、一般の方はもちろん障害当事者同士でもそれぞれの方の困りごとを理解しづらい部分があります。

心のバリアフリーの推進にあたっては、それぞれの障害特性ごとに日常生活における困りごとや必要としている施設、設備等が異なることを踏まえ、それぞれに対し適切な配慮を実践できるよう、障害特性ごとの情報を発信することも考えられます。

パンフレット等による広報啓発では、バリアフリー教室やまち歩き点検等のような体験型の取組に比べ、感覚的に分かりにくい点があるため、表現方法の工夫によって補完することが大切です。

また、有識者や障害当事者、住民の意見を取り入れるなど、誤解の少ない表現となるように留意することも必要です。

◆ 障害特性に関する理解促進

障害の種類によっては、外見からは見えにくいものもあり、またそれぞれの障害特性ごとに不自由を感じやすい場面や危険な場面等も異なることから、様々な**障害について、その特徴に関する理解を促していく**ことも、心のバリアフリーの推進には大切です。障害特性は、障害等当事者自身でないと実感しづらい部分も多いため、会議の場で啓発資料を作成する機会を設けることやヒアリングやアンケート等で、当事者から障害の特性や困りごと、必要とされる配慮について、お声を頂くなど、**当事者の参加できる機会を設ける**ことが望まれます。

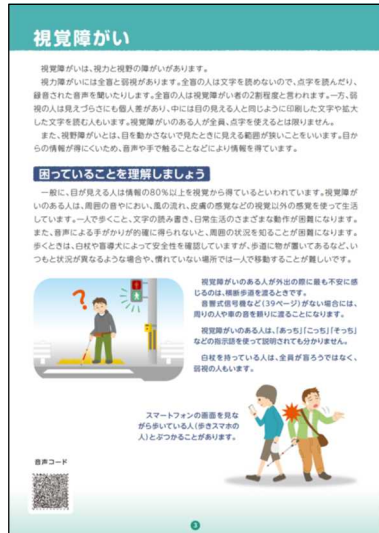
また、広報啓発にあたっては、**幅広い年代に対して理解を促す**観点から、平易な記載とすることや、イラストの掲載、ふりがなを入れる、啓発対象ごとに資料のバージョンを分けるなど伝え方の工夫が考えられます。

啓発メディアは、パンフレットや動画等まとまった情報提供ができるメディアや、市町村の広報誌等で継続的に発信できるメディアが考えられます。

心のバリアフリーガイド <北海道札幌市>

様々な障害に関する特性や適切な配慮、施設や設備の適正利用等について、分かりやすく発信しています。幅広い年代の理解促進のため、イラスト等を多く用いた「心のバリアフリーガイド」や、小学生向けに４コマ漫画形式で説明する「わかりやすい版」を作成しています。音声コードの挿入や、カラーユニバーサルデザインに配慮した色使いなど、情報アクセシビリティ（情報伝達に関するバリアフリー）にも配慮しています。

「心のバリアフリーガイド」と「わかりやすい版」の視覚障害に関するページの比較



心のバリアフリーガイド（札幌市）



心のバリアフリーガイドわかりやすい版（札幌市）

◆ 施設整備に関する情報発信

移動等円滑化の促進に関する基本方針の中で、施設設置管理者にも適正な配慮が求められています。高齢者障害者等が利用する施設の中で、新築の大規模建築物においては、移動等円滑化基準や地方公共団体によるまちづくり条例に基づき円滑な利用環境の整備が進みやすい一方で、こうした基準の対象とならない**小規模施設や既存施設**においては、円滑な利用環境の整備が進みにくい状況となっています。

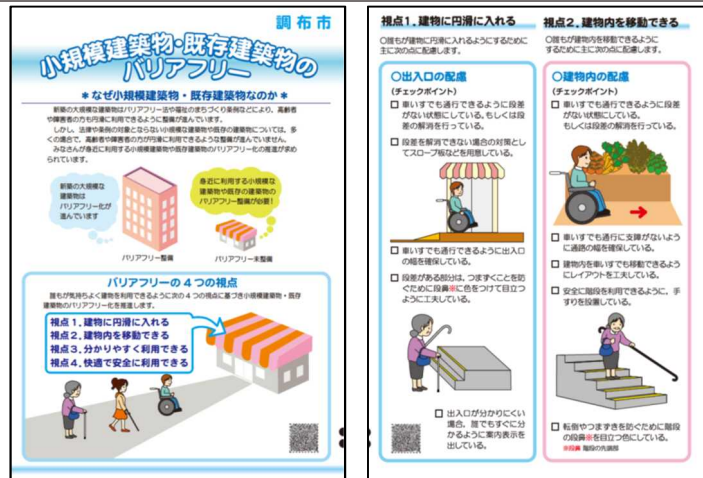
そのようなバリアフリー化の進みにくい施設に対して、**いくつかのポイントに絞った施設整備の方法や人的対応による方法の広報啓発**を行うことで、面的・一体的なバリアフリーに繋げていくことも大切です。

施設バリアフリー化に向けた配慮事項・改修の手引き <東京都調布市、福岡県福岡市>

バリアフリー法等の規制の対象にならない小規模施設や既存施設においても対応可能な整備例や人的対応のポイントについてまとめたパンフレットを作成し、事業者の理解を促している事例です。

バリアフリー化に向けた取組をチェックポイントで示すなど、ハード・ソフトを組み合わせた緩やかなバリアフリー化の促進が期待されます。

パンフレットは、小規模飲食店や高齢者障害者等が良く利用する施設等への配布、ホームページでの公開、市役所への配架などの方法で普及が図られています。



小規模建築物・既存建築物のバリアフリー（調布市）



みんなにやさしいお店づくり（福岡市）

障害者などにやさしい店舗へのステッカー掲出 <神奈川県川崎市>

障害者、外国人、高齢者をはじめとした店舗利用者に対し、気づかいのある接遇を実施している「ソフト面のバリアフリーに対応している店舗」、または店舗の入り口に段差が無い等「ハード面のバリアフリーに対応している店舗」を店舗からの申請に基づき、「かわさきパラマウント実践店」として登録しています。実践店舗にはステッカーを配布し、掲出できる取組を実施しています。

また、事業者自ら店舗のバリアフリー状況の確認・情報発信を実施できるキットを市のホームページに掲載し、市内店舗がバリアフリー情報を積極的に発信できるよう環境整備を行っています。



◆ その他の情報発信について

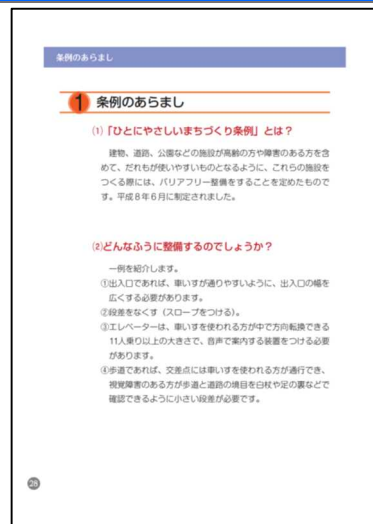
障害特性やその特性ごとの配慮に関すること、施設設置管理者向けの対応事例等に関する広報啓発のほかにも、心のバリアフリーを認知するきっかけとして、地方公共団体で実施している**バリアフリー関連のイベントや取組、施策等**について、発信していくことも考えられます。

ひとにやさしいまちづくりハンドブック <宮城県仙台市>

市のバリアフリーについて、ソフト面からも推進する目的で作成されたハンドブックで、平成25年までは市内の小中学校に毎年度定期的に配布しており、それ以降も、市民まつり等へのイベントにバリアフリーを推進する目的で出展した際に、来場者に配布されています。

ハンドブックの中で、障害特性や必要とされる配慮について記載するとともに、市で定められている『ひとにやさしいまちづくり条例』についても、分かりやすく解説しています。

条例の概要や基本的な考えかた、各種設備を設置する目的、整備例等について、施設設置管理者や住民等の理解を深めることで、適切な整備や配慮に繋がることが期待されます。



ひとにやさしいまちづくりハンドブック（仙台市）

5-4 情報発信に関する工夫や留意点について

【主な対象】

- 市町村担当者
- 施設設置管理者等の連携主体

ポスターやチラシ等による広報啓発は、バリアフリー教室やシンポジウムよりも多くの方の目に触れるものですが、関心がない方には印象に残りづらいため、継続的な情報発信や表現の工夫、多様なメディアの活用などの工夫をすると効果的です。



ここがポイント💡

- 👉 世代によって、効果の高い広報メディアが異なるため、ポスターの作成・掲出やチラシの配布、地方公共団体のホームページへの掲載等のほか、テレビ放送や SNS 等、複数のツールの活用により住民の目に触れる機会を増やすことが大切です。
- 👉 広報啓発の資料等を作成する場合には、事前に有識者や障害当事者との協議や住民の意見も取り入れ、正しい理解の促進、伝え方の工夫を行うことでより効果的な広報啓発に繋がります。
- 👉 高齢者、障害者等が使用する機器や設備の進歩に応じて、必要な配慮等も変わるため、定期的に広報啓発の内容を刷新していくことも大切です。
- 👉 啓発内容が特定の障害等に偏らないように留意しましょう。

◆ 当事者団体の参画する会議体の活用について

バリアフリー基本構想やマスタープラン作成の協議会を始めとした、当事者の参画した会議体を活用することで、当事者参画による継続的な広報啓発や心のバリアフリーの取組を実施することが可能です。当事者が参画する会議体を継続的に活用することには、**効果的で分かりやすい広報啓発が可能となる**ことや**取組に対する反響や意見に対して、柔軟に対応できる**といったメリットが考えられます。初めは、取組や啓発の内容について、意見を伺うといった活用が多くなりますが、継続的に会議を実施し、徐々に当事者委員から実施する取組について、検討・提案をしてもらう方向にシフトしていくことなども考えられます。

また、基本構想やマスタープランの作成段階では、協議会関連の関係事業者向けの説明会等、関係者が集まる機会も多くあるので、そのような場を活用し、予め有識者や当事者委員等と協力して、パンフレットやチラシを作成し、必要と考えられる配慮等について説明し、関係事業者の理解を促すなどの取組を行うことも考えられます。

バリアフリー基本構想推進協議会の活用による当事者参画 <神奈川県茅ヶ崎市>

茅ヶ崎市ではバリアフリー基本構想推進協議会に市民部会を設置し、障害者や高齢者、公募市民等の参加による心のバリアフリーの啓発活動を実施しています。市との協働を前提に、市民部会が活動主体となるような啓発活動を行っています。具体的には、障害当事者の声や体験を反映した独自のポスターを作成（現在、月ごとに12枚を作成中）し、毎月の発行に合わせ、民間地域コミュニティ紙にポスターの解説として、部会委員が実際の生活エピソードを交えた記事をまとめています。

また、市広報紙を活用し、障害種別に関わる心のバリアフリーの理解を呼び掛けています。このほかにも駅構内や公共施設等においてデジタルサイネージによる啓発活動を行うなど市民主体による啓発活動に継続して取り組んでいます。

ここにある、このころ。
やさしさの巡る街、茅ヶ崎



バリアフリー基本構想作成時の事業者説明会の場を活用した広報啓発 <東京都北区>

まちのバリアフリー化を進めるため、特別支援学校の生徒、保護者、先生方にアンケートを実施し、普段の生活における良かった対応や困りごとなどを集め、リーフレットを作成しています。

事業者に対して、バリアフリー基本構想を作成する際の事業者説明会等でリーフレットを配布するとともに、当事者の方から説明をしていただく理解の場を設けています。

◆ 表現方法の工夫について

ポスターやチラシ、動画等の啓発資料の作成にあたっては、当事者からの意見を募るとともに、幅広い年代への理解促進を図るため、**分かりやすい表現**を取り入れることが大切です。

作成した冊子の文字にフリガナを振る、イラストや 4 コマ漫画等で直感的に分かるような表現を検討するなど多くの人に読んでもらう工夫があると効果的です。小中学生用や一般人用のように、対象ごとに啓発資料のバージョンを分けることも考えられます。

作成した啓発資料について、**複数の障害当事者等の視点から確認してもらう**ことや目的に応じた情報量となっているか、補足説明の資料を用意する必要があるか等についても確認することが大切です。

また、行政の発信する情報として、**情報伝達に関するバリアフリー（情報アクセシビリティ）に留意**することも重要です。

情報バリアフリー化の手引き <山口県宇部市>

高齢者や障害のある方が、確実に情報を受け取り、容易に情報発信ができるようにするため、「情報バリアフリー化の手引き」を作成しています。

手引きでは、会議や講習会、接遇時、印刷物やホームページへの掲載等様々な場面での基本的な配慮事項、障害の特性ごとに必要となる意思伝達手段と必要な配慮に関する事項等をまとめています。

手引きは市のホームページ上で公表されており、住民や事業者等の理解促進を図っている他、市職員の研修で活用する等、市全体で情報のバリアフリー化の推進を図っています。

◆ 情報の発信に関する工夫

メディアごとに伝達しやすい対象の年代が変わるため、啓発内容が重複する場合や使用するメディアの資料作成ハードルが高い場合等でも、簡素なものから継続して**多様な方法を用いて発信**することが効果的です。

継続的、多面的に広報啓発することで、多くの方が情報に接することで理解促進に繋がることに加え、当事者等から情報発信の内容や発信方法に関するご提案をいただく機会が出てくるなど副次的な効果も期待されます。

メディアの種類としては、ポスター、チラシ、ハンドブックの作成のほか、市町村広報誌による継続的な発信、動画作成及びテレビ、バス等での発信、SNS の活用等が考えられます。

動画の作成、CATV 等による情報発信 <東京都港区>

区の広報担当部署がケーブルテレビと契約し、番組の制作とともに放送時間を確保しています。その中で、障害に関する理解や適切な配慮に関する広報啓発動画の作成、番組の放送を実施しています。作成された動画はケーブルテレビのほか、区のホームページ（YouTube）、バスの車内放送、区有施設のデジタルサイネージ等、様々な場所で配信しています。

障害当事者団体から、動画で取り上げてほしい内容について提案されることもあり、その内容を反映した動画の作成、当事者自身の番組出演等の取組も実施されています。

VR 動画の作成 <東京都北区>

バリアフリー基本構想作成時の協議会から派生した区民部会（学識経験者、当事者、区民委員等で構成される部会）において、若者向けに訴求効果の高い啓発ツールを検討し、VR 動画の活用を決定しました。区民部会の委員からシナリオのアイデアを募集し、車椅子使用者への対応事例に関する VR 動画を作成しました。

作成した VR 動画は、区民祭り等の区のイベントや小中学校の授業等で活用することで、心のバリアフリーの理解に向けてのきっかけづくりとなることが期待されています。

様々な啓発ツールの活用 <神奈川県茅ヶ崎市>

茅ヶ崎市では、ポスター等の広報啓発資料を基にデジタルサイネージ、公共施設、民間施設、交通広告、市広報番組、ホームページ等、様々な媒体で発信しています。

これまで、公共施設、公共交通機関等がメインだったところ、市内民間事業者へのメールによる協力依頼や、個々の事業者に合わせた掲出方法のアレンジ等、広く協力を求め、周知機会の向上に努めています。



様々な啓発ツールの活用 <福岡県福岡市>

福岡市では「ユニバーサル都市・福岡」を推進していくための取組として市民に愛され、親しまれるキャラクターマークとしてロゴを作成し、動画作成、企業等への協力の呼びかけ、イベントの開催、SNSでの情報発信等において、活用しています。

SNSでの情報発信では、Instagramを活用し、バリアフリーに限らず、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する情報を発信しており、その際、内容をクイズ形式にするなど理解のきっかけづくりを行っています。



「ユニバーサル都市・福岡」ロゴ

◀「ユニバーサル」の「サル」をモチーフに、やさしさの象徴として「ハートマーク」、その中に人を表す「i」を配置し、人がやさしさに包まれていることを図案化。



福岡市 Instagram 「ユニバーサル都市・福岡」

ハンドブックや動画等を作成した場合には、ハンドブックを全戸に配布する、動画を市ホームページのほか、YouTube や CATV 等で発信するなど積極的に発信していくことが大切です。併せて出前講座等により、配布したパンフレット等を用いて小学生向けの講座を実施するなどにより、講座後、自宅において波及効果が見込めるなど、広報啓発以外の取組と組み合わせることも効果的です。

障害者週間や人の多い時期に合わせて、集中的に広報啓発のイベントを実施することも、心のバリアフリーに関する理解のきっかけづくりとして効果的です。

心のバリアフリー広報誌 <福岡県福岡市>

障害の理解や適切な配慮等についてまとめた「心のバリアフリー」に関する広報誌を作成しています。作成にあたっては、障害者関係団体協議会に依頼してたたき台を作成してもらうなど、積極的な当事者参画を実施することで、分かりやすい広報誌の作成に努めています。

作成した広報誌は、保存版として定期的に（数年に一度）全戸配布を行うほか、小学校等での出前講座も同様の資料を用いることで、その話題を家族で共有してもらうなどの波及効果も期待しています。



学校での出前講座



心のバリアフリー広報誌

バリアフリーイベントの実施（障害者週間等） <東京都港区>

障害者への理解を深めるとともに、障害者の社会参加を促進するために設けられている障害者週間を記念し、心のバリアフリーを推進するため、障害者週間記念事業を開催し、ポスターの原画展や、講演等を実施しています。

また、障害者週間だけでなく、障害のある方々が、日頃の活動の中で制作した作品を展示するアート展を継続して実施しています。



障害者週間記念事業 ポスター



地域で共に生きる障害児・障害者アート展 ポスター